

## 成田市歯と口腔の健康づくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市、歯科医師等、保健医療福祉関係者及び教育関係者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯及び歯周支持組織を含めた口腔の健康を保持増進することをいう。
- (2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導（以下「歯科医療等」という。）に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 保健医療福祉関係者及び教育関係者等 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。

### (基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が、生涯にわたり自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むこと並びに歯及び口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり良質かつ適切な歯及び口腔の保健、医療及び福祉に係るサービスを受けることができるよう環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等に関連する分野における施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的かつ計画的な歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に当たっては、歯科医師等及び保健医療福祉関係者及び教育関係者等との連携及び協力を行うものとする。

3 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、保健医療福祉関係者及び教育関係者等との緊密な連携を図りつつ、全ての市民への必要かつ良質な歯及び口腔の保健、医療及び福祉に係るサービスを提供するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者及び教育関係者等の責務)

第6条 保健医療福祉関係者及び教育関係者等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりを推進し、その推進に当たっては、相互に連携を図りながら協力するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって自ら歯及び口腔の疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、市内の事業所で雇用する従業員が歯科検診及び歯科保健指導を受ける機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとする。

(基本的施策)

第10条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の疾患の予防並びに口腔機能の維持及び向上に関すること。
- (2) 母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (3) 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 父母その他の保護者による適切な歯と口腔の健康づくりが行われていない子どもへの対応に関すること。

- (5) 豪雨，地震等の自然災害，航空機等の大規模な事故等における被災者への歯及び口腔に係る応急的な対応に関すること。
- (6) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者との連携体制の構築に関すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか，歯と口腔の健康づくりに必要な事項に関すること。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。